

北九州市公共工事受発注者パートナーシップ7か条

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、受発注者が協力し、現在及び将来に向けて、より良質な社会インフラや公共施設を市民に利用していただくため、以下に心得として7か条を定める。

なお、工事に係る設計、測量、調査等の委託や、基本計画、交通量調査等の委託についても、この7か条を心がけるものとする。

- 1 受注者と発注者は、市民の安全・安心や利便性を常に心がけ、**対等な立場**で協力し、安全で品質の高い公共工事の執行とその担い手の中長期的な育成・確保を図る。
- 2 受注者と発注者は、「工事現場は生き物である」という**現場の大切さ**を共通認識し、工事を受注者に任せきりにすることなく、互いに**良好なコミュニケーション**を図りながら協力し、円滑に工事を推進する。
- 3 受注者と発注者は、より安全で経済的かつ高品質な工事を目指すという目標を共有し、日々、**積極的に技術的な意見交換**を行うなど、互いの技術力を高め合う。
- 4 受注者と発注者は、**事務の簡素化及び効率化**を念頭におき、発注者は必要以上の書類提出を受注者に求めない。
- 5 受注者と発注者は、互いの**役割分担を明確**にして工事に臨み、発注者は、受注者に対し契約内容以外の負担を強いてはならない。
- 6 受注者と発注者は、工事内容に条件変更等が生じた場合、必ず**事前協議**を行い、**双方合意**のうえ、発注者の**指示票等、文書による指示**をもって変更箇所の工事に着手し、**速やかに変更契約**の手続きを行う。
- 7 受注者と発注者は、市民から疑念を持たれることのないよう、**法令遵守**はもとより、常に**公正な公共工事の執行者としての倫理を保持**しなければならない。